

和泉情審答申第10号
平成25年5月10日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市情報公開審査会
会長 松田 聡子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成25年2月18日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立てを棄却するべきである。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が実施機関に求めた「光明台自治会館利用の不許可に関する公民協働推進室との協議経過録及びメール交換書面等の関係資料並びに公民館の使用許可に関する登録様式、審査様式及び基準」の情報公開請求のうち、後段の公民館使用許可に関する「例：登録様式と書面や同好会の審査様式と基準」（以下「本件請求文書」という。）について、実施機関が「地域団体の資料のため保有していない」として不存在とした（以下「原処分」という。）ことに対して、当該決定を取り消して文書の公開を求めるものである。

なお、原処分は和泉公民協第96号による部分公開決定であるが、当該処分は和泉公民協第94号による部分公開決定（以下「前処分」という。）を変更したものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 和泉公民協第94号の部分公開決定通知書の不備を指摘すると条例第13条第1項第2号を歪曲解釈し、内容を変更して和泉公民協第96号により部分公開決定を行った。しかし、条例第13条第1項第2号は不服申立てがあった場合の規定であるから、前処分の変更を条例や規則の根拠なく行ったことは手続きに不備があるので、この処分を取り消すとの答申を求める。
- (2) 「登録様式と書面や同好会の審査様式と基準は、地域団体の資料であるから保有していない」と実施機関は主張するが、自治会館は市の所有で市には管理する義務があり、資料を保有しているはずであるので、公開することを求める。

- (3) 市民にとっては、市にはどんな文書があるのか分からないから、どのような文書が欲しいかのニュアンスを実施機関側が理解しやすいように、情報公開請求書中「例」と記述したものである。しかしながら実施機関は、文書特定協議を軽視し、そのミスを隠蔽するために前処分から原処分に変更したにすぎない。
- (4) 自治会館の使用許可のことで自治会の運営委員会と話をしていたが進まないため、実施機関に仲介に入ってもらったが、実施機関は自治会内部の問題であるとしてメッセージに徹している。地域の問題と聞き流さないで、相手から事情を聞いて、実施機関の判断を加えて伝えてほしかった。

以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は取り消されるべきであり、保有している資料を公開すべきである。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件不服申立てを棄却することが妥当であるとの答申を求める。
- (2) 本件請求文書について前処分においては、単なる「例」と判断し決定通知書には記載しなかった。しかし、請求者からの申し出を受け、「例」と記載はあるものの、文書特定協議が不十分であった点や市民により開かれた情報公開制度であるべきことなどを考慮して決定を見直し、改めて本件請求文書について、文書の存否を確認することとし、前処分を変更し原処分を行ったものである。
- (3) 実施機関としては、行政処分の変更について、判断ミスを隠蔽する気も全くなく、異議申立人から前処分に対して不服申立てに等しい内容の申し出を受け、自ら進んで処分を変更したものであり、独断での乱用と言われるものではなく、むしろ真摯に対応した結果である。
- (4) 自治会館は市の所有であるが、管理委託契約により管理は自治会に任せており、本件請求文書は市では保有していない。必要な資料は自治会から異議申立人へ直接提供すると聞いている。明らかな法令等の違反等があった場合は介入するが、地域の問題は地域で解決するものと考えている。

以上のとおり、本件請求文書については、市は取得しておらず不存在であり、実施機関が行った部分公開決定は、妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件不服申立ての取扱いについて

本件異議申立てにおいては、前処分を原処分に変更したことについて条例第13条第1項第2号を歪曲解釈していると異議申立人の主張があるものの、異議申立人の意見陳述を聴いたところ、例として記載の「登録様式と書面や同好会の審査様式と基準」

の不存在について不服があるものと認められたため、その点について判断するものとする。

(2) 本件請求文書について

本件請求文書については、異議申立人から実施機関へ送信されたメールの添付資料に「自治会館利用申請手続き」及び「自治会館管理規則」が添付されているが、実施機関は、添付資料として保有するだけであり、これらについて自治会から改めて取得し公文書として保管するなどしていないと主張する。また、実施機関は、明らかな法令等の違反等があった場合は介入するが、そのような場合を除き、地域の問題は地域で解決するものと考え極力自治会の運営には介入せず、自主性を重んじる立場をとっているから、自治会館利用に関する諸文書を取得する立場にもなく、本件請求文書は不存在である旨、主張する。以上の主張から判断するに、これらの文書について、保有の当否は別にして、実施機関が保有していないと主張することについて特段不自然な点は見受けられない。

よって、本件文書について実施機関が取得していないものと認められ、不存在とした決定は妥当である。

6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立てには理由が無く、棄却するべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

7 附帯意見

本件情報公開請求に係る異議申立てについて、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、条例第14条第2項に基づき、当審査会は、以下のとおり意見を付記するものである。

本件異議申立てに係る審査において、実施機関は、地域のことは地域に任せ原則として介入しないという考えから文書を取得していなかったものであるが、本件の自治会館は市の保有する財産であり、自治会館の管理運営に係る規則や申請様式等の情報については、その情報を市が保有していることが望ましいと考えるものである。

(参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日付	処理内容
平成25年1月7日	情報公開請求
1月18日	部分公開決定
1月25日	部分公開決定(1月18日付け部分公開決定変更)
1月28日	異議申立て

2月18日	諮問書の受理
3月1日	弁明書の受理
3月18日	反論書の受理
3月27日	○審査会招集 ・実施機関の弁明陳述、質疑応答 ・異議申立人の意見陳述、質疑応答 ・答申案審議
5月10日	実施機関への答申